

## 仙台市障害者自立支援協議会の取組みについて

令和元年度以降の取組みでは、仙台市障害者自立支援協議会設置の目的<sup>\*</sup>に立ち返り、主に次の三点について進展を図るべく継続的に協議を進めてきた。

- I 各区自立支援協議会の活動及び地域部会での協議を通じた地域課題解決に向けた取組みの汎化
- II 障害児者が地域の中で孤立したり支援につながらない等の事態を生み出さないための、相談支援体制の質的・量的拡充
- III これらを人材育成面から担保するための研修体系等の確立

※本市における障害者又は障害児（以下、「障害者等」という。）への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行い、障害者等への支援体制の整備を図ること。（仙台市障害者自立支援協議会設置要綱）

### I 各区自立支援協議会の活動及び地域部会での協議を通じた地域課題解決に向けた取組みの汎化

#### 1 今年度の地域部会の取組み

令和元年度末から続く新型コロナウイルス感染症拡大による影響は、依然として様々な場面に制約を与えているが、これまでの協議を踏まえた実践がこういった状況にあっても障害児者の日々の暮らしに寄与していること、そしてそれらを普遍的なものとして汎化させていくこと等について、多機関連携の本来の目的<sup>\*</sup>に改めて留意した上で協議を進めた。

※「障害当事者が地域において、自分のありたい姿で安心して生活を営むためには、多面的なニーズが満たせるよう様々な分野との繋がりが必要であることから、支援は単独で行うのではなく、幅広い分野の機関と連携していくことが重要である」

#### (1) 多機関協働による地域作りについて

##### ①各区自立協の取組み

今年度は新たに健康増進、医療、司法、教育等分野との連携を進める等、個別支援の中で生じた課題の解決、日々の業務のなかで強化すべき分野等について、各区で具体的なテーマを設定することにより、幅広い実践が展開されていることを確認した。

表1 各区の取組み状況等（参考資料1からも一部抜粋）

	各区の取組み状況等
青葉区	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域展開チーム</li> <li>・ネットワーク作りを行いつつ、「障害者を含む地域の方のつどいの場を作ること」「地域の方に障害者に関する啓発をすること」「重点的に関わる対象者に早期に出会うこと」が長期目標。</li> </ul>
宮城野区	<ul style="list-style-type: none"> <li>○実務者ネットワーク会議エリア会の開催（区内3エリア）</li> <li>・地域包括支援センター（以下、「包括」という。）、家庭健康課とともに健康相談会開催（これまでのケース協働による連携から発展）</li> <li>・包括を交えて、コロナ禍での相談内容や支援方法の変化及びその課題、工夫したことについて情報交換会開催。</li> <li>○司法分野との連携</li> <li>・「触法ケースへの支援に悩んでいる」との意見を受け、保護観察所の方を講師とした研修会（医療観察法、保護観察について）を開催。</li> </ul>
若林区	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育分野との連携に向けた取組み</li> <li>・ライフステージが変わり、支援者が代わっていく中での「引継ぎ」や「連携」の難しさを共通課題として認識。特に「学齢期から成人期への移行」に焦点をあて、事例分析、課題抽出、解決策のアイデア出し（マトリックス法を活用）等を実施し、具体的な方策を検討。</li> <li>・実務者ネットワーク会議にて、特別支援学校、相談支援事業所、成人通所事業所（生活介護・就労継続支援B型）による、実践報告やスムーズな移行のためのディスカッションを実施。</li> <li>○高齢分野との連携強化</li> <li>・R3～R5 年度は 8050 問題をテーマに包括との合同勉強会を実施。今年度は中高年のひきこもりに関する講話とグループワークを実施。</li> </ul>
太白区	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域を巻き込んだ支援体制の構築</li> <li>・太白地域丸ごと相談事業…包括、社会福祉協議会（以下、「社協」という。）、相談支援事業所と協働した出張相談会を実施（町内会長や民生委員の協力を得て、町内会回覧や個別に気になる方へのチラシ個別配布）。地域課題を抽出し必要な社会資源を発掘することを目的に、地域資源の活動（サロンや趣味活動等）に出向き情報収集。</li> <li>・太白地域丸ごと運動教室…年代問わず、運動を通して地域住民が交流する場として展開。</li> <li>・社協主催のボランティア講座にて相談支援事業所が講話。</li> </ul>
泉区	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢分野との連携</li> <li>・包括向けに区と相談支援事業所が講話を実施。</li> <li>○ネット環境の活用（昨年度に引き続き）</li> <li>・ホームページにて実務者ネットワーク会議の開催状況の周知を継続。</li> </ul>

## ②これまでの経過を踏まえたコロナ禍の支援について

各区においては、感染症対策（広い会議室の確保、参加人数の制限、時間短縮、オンライン開催等）を講じた上で、可能な限りの運営や支援を継続するために知恵を出し合い、それぞれに工夫しながら実践を進めていることを確認した（下表参照）。

コロナ禍で生じた新たな支援上の課題
<p><b>（区自立協）</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・地域の活動が自粛、縮小傾向にあり、地域とのかかわりが持てない。</li><li>・家族関係が密着し、虐待などの問題が発生。一方、通園・通所が制限されたことにより問題行動が一時的に収まるケースも。</li><li>・各種会議体をオンライン開催としたが、セキュリティーポリシーの都合上これまで実施してきた事例検討やケースレビュー、当事者の体験談等が実施できなかった。</li></ul> <p><b>（個別支援）</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・感染症対策の観点から訪問支援が難しくなり（特に基礎疾患がある方等）、電話や書類を郵送する等の対応が必要になった。</li><li>・外出自粛により、ますます外出から遠のいたケースもあった。</li><li>・マスクで表情が見えない。</li><li>・インターネットでのワクチン接種予約ができない、発熱時の通院同行や電話受診の同席等に対応できる支援者がおらず受診困難となるケースがあった。</li><li>・支援機関の中でコロナ陽性者が発生した場合、相談者の生活維持が難しくなる。</li><li>・病院や施設への立ち入りが制限され、連携が図りにくい。</li></ul>
コロナ禍の支援で工夫した点や新たな取組み等について
<p><b>（区自立協）</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・コロナ禍前と環境が大きく変化し、心身ともに疲弊している方（当事者、支援者ともに）が多いことから、「コロナ禍での当事者と支援者の健康を考える」をテーマに、当事者支援に携わる地域の支援者の心身の健康維持の重要性について学んだ。</li><li>・実現には至らなかったがオンラインでの施設見学を試みた。</li></ul> <p><b>（個別支援）</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・感染症対策を徹底した訪問の実施（マスク着用、短時間の訪問、距離の確保等）</li><li>・サロン活動の内容変更（飲食を伴うものは控える、屋外の活動を実施等）</li><li>・当事者やその家族、関係者との連絡をいつもより増やし共有を図った。</li></ul>

これらを踏まえ、今年度は、現時点におけるコロナ禍の支援状況等の振り返りも含めて主に次の事項について協議を行った。

- ・これまでの本部会での議論やそれらに基づく各区の実践が、こうした状況下においても寄与してきたこと（有用性や役割、視点等）
- ・また、より具体化された実践が地域課題解決に向けて果たした役割等

・(これまで潜在化していた課題があきらかになる等) コロナ禍を経て、課題への向き合い方、支援のあり方も変容するなか、培ったノウハウ等の確実な汎化、継承のために考えられる有意義な機会とは

#### (主な意見、実践について)

- ・包括、社会福祉協議会、相談支援事業所と協働し、出張相談会を実施した際、高齢分野のみならず、8050 問題に関するものや障害福祉サービスに係る相談もあり、日頃の成果を実感できる場面があった。
- ・(昨年度泉区の取組みとして報告があった) マトリックス法を参考にして、連絡会で出ていた課題解決に向け、データ上で情報交換が出来るような図等を作成し回答を取りまとめる等、コロナ禍でもこれまでの繋がりが維持できるような実践を継続した。
- ・連携協働はあくまでも方法や手段であって、当事者の生活にいかにプラスに働くかという視点が重要。生活の質が低下している方々に支援が届きやすくなるような仕組みづくりを行っていくという意識が必要である。
- ・限られた機会のなかで、区自立協として児童分野との繋がりを開拓できた意義は大きかった。特に、児童館へのヒアリングを通じて、発達に課題がある子どもへの関わりについて地域の方の意見を聞くなかで、今後の活動に新たな展開が期待できる。

#### (2) 住まいの問題にかかる支援体制のあり方について

各区での取組み経過(平成 27 年度 宮城野区:「住まいの確保について」平成 26~29 年度 太白区:「住まいプロジェクト・チーム」)を踏まえ、これまでも「住まいの問題」について協議を行ってきた経過がある。

今般、宮城野区から「グループホームとのマッチング」「タイムリーな情報収集」等の課題解決に向けた取組みについての報告がされていること、住まいの問題を抱える対象者の中には重点的に関わる対象者となる方が一定数含まれていること等も踏まえると、令和 3 年度から本格稼働した地域生活支援拠点(「親亡き後」を見据えた予防的な関わり等のコーディネート業務を行う)、令和 2 年 7 月に開設した基幹相談支援センター(困難ケースへの確実な介入と継続的な支援を確保する)等が有機的に結びつくことが効果的であると考えられることから、これらを踏まえた次の事項について協議を行った。

- ・住まいの問題を考える際、緊急時も見据えた中長期的な関わりが有効であると考えられるが、介入するタイミングで難しさを感じる部分や阻害する要因等
- ・そういった部分に対して、既存の仕組み(ケースレビュー、ケース会議等)に加えてどういった視点や仕掛け及び情報があるとよりスムーズな支援に繋がるか
- ・また、安定した生活維持のため、地域への障害理解やその周知も不可欠であるが、これまでの活動を踏まえて、区自立協として普及啓発等に向けて実現可能な取組みとして考えられるもの

#### (主な意見、実践について)

- ・当初想定していたグループホーム事業所との対面での情報交換会が難しくなったため、コロナ禍でも継続した取組みができるようアンケート方式で実施。事業所からの回答を取りまとめた冊子を個別支援に活用するだけでなく、今回の取組みを機にグループホーム連絡会との繋がりを持たせたことが大きな成果の一つであった。今後グループホーム事業者と区自立協とが相互にコミュニケーションを取れる機会を確保すること、そういった取組みを特定の区だけで留めず全市的に実施していくのか検討が必要。(宮城野区の取組み)
- ・単に調整や紹介をするだけでなく、本人の障害特性や安定した生活のイメージ等を含めた情報をわかりやすく伝えることが重要。また、それらをグループホームをはじめとした住まいの場を提供する側の方々に付加していけるよう相談機関が間接的に支援できるような取組みや仕組みが必要である。

#### (3) 日中サービス支援型指定共同生活援助の提供にかかる協議の場の設置について【報告事項】

参考資料2 参照。

#### <令和4年度の取組みの方向性(案)>

これまでの取組みをより具体化すべく、それぞれの地域で展開されている多機関協働による効果的な実践の確実な汎化及びその進展について、次年度以降も引き続き経過を追っていくこととする。

そういった取組みを土台として、今年度の取組み事項1(2)「住まいの問題にかかる支援体制のあり方について」の協議を通じて把握した実態及び現状の課題について、解決に向けた取組み及びその方策を検討していくとともに、既に取組みが進められているサービス移行期(特に、学齢期から成人期)の切れ目ない支援のあり方について協議を行うこととする。

また、障害福祉サービス事業所においても新型コロナウイルス感染拡大により利用者等への影響はもとより、クラスター対応を余儀なくされた事案も少なからずあったことから、陽性者等が確認された際の対応実績等を検証し、事業の継続的な運営を確保する方策等について検討・協議する。

## Ⅱ 障害児者が地域の中で孤立したり支援につながらない等の事態を生み出さないための、相談支援体制の質的・量的拡充

### 1 地域生活支援拠点事業の今年度の取組み

平成30年10月から開始したモデル事業を経て、今年度から本格実施とした。

本格実施にあたり、業務の性質上、目的の達成及び事業実施の評価を行う為には一定期間が必要であることを踏まえ、同一受託者\*による3年間の事業継続とした。本委託期間においては、参考資料4「地域生活支援拠点モデル事業の検証と総括」に示すとおり、本格実施後において更なる整理を要する点への重点的な取組みを通じて、引き続き本市における地域生活支援拠点（以下、「拠点」という。）の機能及び役割の明確化を図るとともに、事業規模及びコーディネーターの配置人数等について検証を行うことにより、次期委託期間（令和6～8年度予定）における事業者選定の要件・基準等を整理していくもの。

※全国コミュニティライフサポートセンター

委託期間 令和3年4月1日～令和6年3月31日

#### （1）緊急受入れに係る相談状況

参考資料3参照

#### （2）事前把握について

拠点検討部会で整理した「事前登録\*」という表現について、本事業が登録制の制度（事業）であるかのように理解されているところがあったため、令和2年度に見直しを行い、対象者を把握した時点から支援チームとともに継続的支援を組み立てていくことをより前面に出すとともに、それら事前把握数の集計を開始した。これは、先に示した「本格実施後に整理を要する点」のうち、中長期的な予防的視点に立った継続支援におけるコーディネート機能を強化していくための参考にしていくものである。

以下に示す対応状況及び「予防的な関わり、緊急時対応、再発防止」の取組みを基に、拠点コーディネーターが支援チームの中で果たす役割等について整理及びその周知を進めている。

表2. 事前把握数

		令和2年度 (R2.5～R3.3)	令和3年度 (R3.4～R4.1)
支援継続	予防的視点でのコーディネートにおける協働支援（ケア会議への参加中心）	15	8
	予防的視点でのコーディネートにおける協働支援（訪問中心）	5	3
	緊急対応後の協働支援	1	1
	その他	1	4

相談時対応	助言・情報提供	3	0
	他機関紹介	1	0
	その他	2	1
合計（n）		28	17

事前把握数の中で、「ケア会議への参加中心」が最も多く、次いで「訪問中心」となっている。集計前後の比較は出来ないものの、傾向として「予防的に関わって欲しい」との相談を受付ける機会が増えてきている。その背景には、各区自立協のケースレビュー等への参加、緊急受入れ機関への個別訪問等を通じて、緊急受入れ以外の役割すなわち「コーディネート業務」についての認識が支援機関に浸透し始めているものと推察される。

## 2 令和4年度以降の取組み（今年度を含む）（案）

### （1）「予防的視点」の理解促進及び予防的視点でのコーディネート

予防的な関わり、緊急時対応、再発防止の取組みが、一貫性、継続性を持って日常的に行われるよう、拠点コーディネーターが地域の支援チームに参画し、支援プランの作成や体験利用を調整すること、生活場面のアセスメントを通じた丁寧なつなぎ及びリスクマネジメントの視点を事前に支援者間で共有するなど、コーディネート機能を強化し、それら協働実践を通じて地域の支援者へ汎化させていくこととする。

その具体策として、当面は、以下の事項に取組み検証を進める。

- ①基幹相談支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーとの協働により、個別支援やチームケアにおける支援ノウハウを学ぶ等の機会を設けていく。
  - ・今年度は、基幹相談支援センター（以下、「基幹センター」という。）が開催する「合同ケースレビュー／事例検討会」に参加。困難な状況に至った背景についての見立て、それに基づく課題設定やアプローチ手法について学ぶこと等により、コーディネート機能の強化を図る。
  - ・支援に係る視点や認識を共有すること、双方の役割を明確にすること等を目的として、令和4年3月から拠点の月次報告に基幹センターが参加することとし、今後継続していく。
- ②「親亡き後」を見据え、各区自立協全体会等を通じて、主に、「親」の相談先である地域包括支援センターとの連携を強化することにより実態を把握する等、試行的取組みを進めることとする。なお、これについては、受託者の所在地で既に関わりのある国見、葉山地区で先行的に実施しており、今後各区自立協相談支援事業所等連絡会等で報告する等により理解促進につなげていく。
- ③上記に加え、面的整備の一環として、日中サービス支援型共同生活援助（運営に関して、短期入所事業所の併設を基準）、共生型短期入所事業所での緊急受入れや体験利用等をコーディネートする等、試行的な取組みとして実施する。

### （2）緊急受入れ機関（既存の短期入所事業所等）のネットワーク形成に向けた活動の強化

#### ①事業所訪問（令和2年10月からの取組みを含む）

委託仕様書では、「コーディネーターは、区障害者自立支援協議会の相談支援事業所等連

絡会議などで、定期的に地域の支援機関と実践状況を共有するとともに、受入れ施設を個別に訪問することなどにより、緊急受入れに係る地域課題を共有し、広く受入れを実施できる体制の確立を目指すこととする」としている。モデル事業開始時には運営状況を含めた受入れ実態の把握、令和2年10月からは地域の受入れ施設での緊急受入れや体験利用を増やす取組みの一環として事業所訪問を実施しており、今後も継続していく(表3参照)。

表3. 事業所訪問件数(令和2年10月～令和4年1月)

	令和2年度 (R2.10～R3.3)	令和3年度 (R3.4～R4.1)	備考
短期入所事業所	2	10	共生型含む
共同生活援助事業所	7	17	日中サービス支援型含む
福祉ホーム	1	-	
ゲストハウス	-	1	
就労継続支援事業所	-	1	
バリアフリーアパート	-	1	
合計(n)	10	30	

(訪問した際の反応等)

- ・共生型短期入所の指定申請の契機となったのが、重症心身障害児の受入れの相談を受けたことであったため、児のみならず医療的ケアが必要な方等からの相談があった際には共有したい。
- ・GHに空床がある場合には、将来的に虐待等の緊急受入れ案件にも対応したいとの想定があるため、その際には連携していきたい。
- ・障害福祉サービス事業所ではないが、利用客のなかには障害の疑いがある方や生きづらさを抱えた方も利用することがあるため、必要に応じて協力、連携したい。

(訪問時に共有した主な事項等)

- ・具体的な事例(過去、実際に相談があったもの)として、祖父母と暮らしていた知的障害のある方について、キーパーソン(介護者)である祖母が倒れた際の祖父と本人の預かり先を調整する必要が生じた場合に、共生型の強みを発揮し同じ施設内で双方の預かりができるのではないかという状況等を共有。
- ・緊急受入れ後の傾向(長期間に渡るケースの殆どがその後GHへ入居)を捉え、日中サービス支援型GHと連携し、緊急受入れ前も含めた短期入所利用、GH体験利用へと繋げていくような取組みを意識的に実施していく。ハード面の課題(日中サービス支援型GHは市内に2箇所)があるが、モデルケースとしての蓄積等を期待。

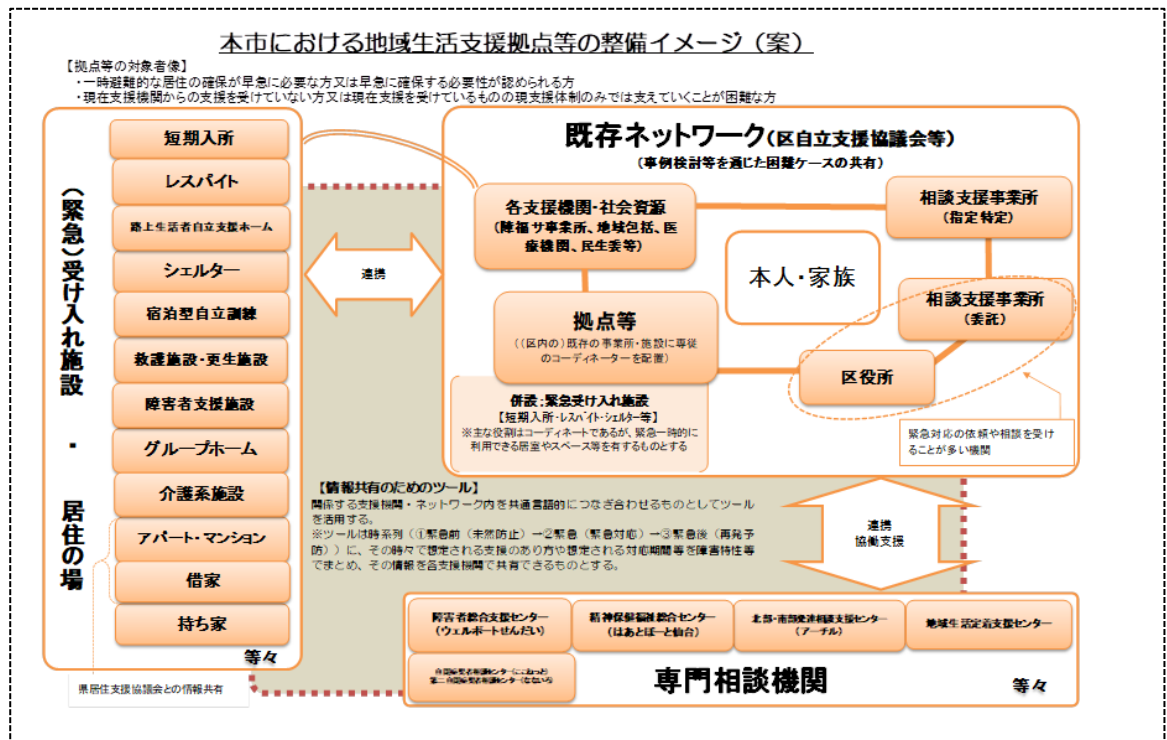


②実践報告会の開催

委託仕様書にて、「コーディネーターは、取組み内容を基に、相談支援事業所、短期入所事業所、グループホームなどを対象とする実践報告会を年1回以上開催し、緊急受入れに係る連携体制や支援の実態を共有し学び合う機会を設けることとする。」としており、令和4年3月にオンラインにて開催予定。

これら機会を確保することにより、自他施設における体験利用の促進、及び拠点で緊急に受け入れた方を早期に地域の施設へつなぐ等の試行的取組みを実践、検証し、将来的な輪番制（対象とする障害種別ごとの）につながる段階的な仕組み作りの整備を進めていくこととする。今後、イメージの共有が更に進むよう、整備基本方針で示された下図の更新等についても併せて整備を進めていくこととする。

図1. 本市における地域生活支援拠点等の整備イメージ（整備基本方針より）



③その他

- ・グループホーム連絡会が主催する研修の中で、「緊急受入れ及びチームケア」をテーマとして、事業への理解及び支援者間の連携促進を図れるよう調整中。
- ・短期入所(単独型)事業所情報交換会\*にて事業説明及び本事業の現状と課題を共有。地域の受入れ施設への理解を深めるとともに、事業所間の連携体制強化に向けたネットワーク形成への足掛かりとしていく。

※レスパイト事業(一部事業所を除く)が令和2年10月から短期入所事業等に移行したことに伴い、前身の「仙台市障害者家族支援等推進事業(レスパイト)連絡協議会」を令和3年4月から「仙台市短期入所事業所等連絡協議会」に改称。レスパイト事業では、緊急受入れにも柔軟に対応していたこと等を受け、学び合う場として設定されたもの。令和3年12月に開催(14事業所参加)。

### 3 障害者相談支援体制整備について

#### <今年度の取組みについて>

相談支援体制の整備にかかる取組みとして、相談支援事業所の増設を目的として、予ねてより、相談支援事業所の開所に前向きな意向を示していた法人等へのアプローチ、開所について相談のあった法人等に対し個別訪問を実施し、開所にかかる手順等について説明を行った。

また、相談支援専門員の増員に向けて、基幹相談支援センターにおいて、相談支援専門員の資格を取得するために必須の研修である「相談支援従事者初任者研修」の受講者に対し、相談支援事業所と協働で実習課題の対応を実施し、修了後に個別にアプローチを実施した。

既存の指定相談支援事業所に対しては、新設して間もない事業所への運営状況把握にかかる個別訪問を実施した。また、基幹相談支援センターの主催により、実務の効率化や支援力向上を目指し、事業所同士で育ち合える仕組みを作るための「計画相談支援実務研修」を実施した。

No.	項目	事業主	サービス種別	経過
1	継続 (R1～)	社福法人	生活介護	個別訪問実施。令和4年5月開所予定。
2	継続 (R1～)	社福法人	放デイ	相談支援専門員を確保できず。
3	継続 (R2～)	株式会社	訪問看護	相談支援専門員を確保できず。
4	新規開設相談 (R3)	一般社団	就労継続	開所に向けて人員、設備調整中。
5		株式会社	訪問介護	次年度開所の見込みあり。
6		合同会社	共同生活援助	次年度開所の見込みあり。
7		株式会社	放デイ・児発	個別訪問実施。令和3年10月開所。
8		株式会社	就労移行	相談支援専門員を確保できず。
9		株式会社	居宅介護	令和4年4月開所予定。
10		株式会社	就移行・継続	令和4年3月開所。

#### ①相談支援事業所増設に向けた取組み（法人等へアプローチ・個別訪問等の実施状況）

##### <新規開設検討の現状>

相談支援以外にもサービスを運営する法人等が新規開設を検討する傾向にある。

新規開設相談のあった事業者に聴き取りを行ったところ、開所を検討する理由は、法人等が運営するサービスの利用者（利用者の保護者）より日頃から利用する親しみのある事業所にサービス等利用計画等の作成の要望があったというもの。

ニーズはあるものの、いずれの事業者も「相談支援専門員」の確保がネックになり参入が進まない状況となっている。

なお、直近の相談支援専門員数等は下記【参考1】のとおりである。

【参考1】 相談支援専門員数（常勤換算）・サービス等利用計画作成者数について  
 （※委託相談支援事業所を含む）

	平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末
サービス受給者数（仙台市全体）	9,880人	9,925人	10,365人
サービス等利用計画作成者数【人】(a)	4,771人	5,195人	5,274人
相談支援専門員数（常勤換算）【人】(b)	109.64人	111.67人	122.63人
相談支援専門員数（実人員）	162人	171人	178人
相談支援専門員（常勤換算）1名あたりの担当ケース数【人】(= a / b)	43.51人	46.52人	43.0人

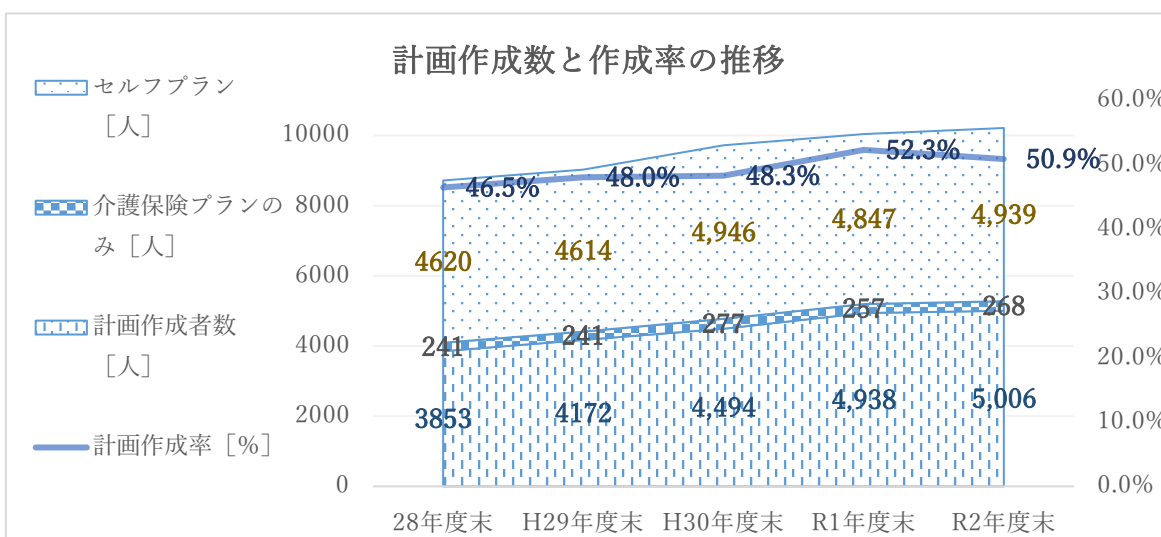
<相談支援専門員の現状>

相談支援専門員数は増加しているものの、同じ法人内で運営する他事業の管理者等を兼務するなどを要因とし、常勤（※）での配置は少ない。

また、サービス受給者数が増加傾向にあることから、サービス等利用計画作成者数は増加しつつあるものの下記【参考2】のとおり、計画作成率は50%台で推移している。

※「常勤」・・・指定障害福祉サービス事業所等における「勤務時間」が、当該指定障害福祉サービス事業所において定められている、常勤の従事者が勤務すべき時間数に達していることをいう。（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は、32時間を基本とする。）

【参考2】 計画作成数と作成率の推移（直近5か年度分）



②相談支援専門員の増員に向けた取組みについて

基幹相談支援センターにおいて、相談支援専門員の資格取得に必須となる「相談支援従事者初任者研修」の受講生（市内に事業所を構える）に対し、研修カリキュラムの一

つである「課題実習」(※)を市内の相談支援事業所に所属する相談支援専門員(主任相談支援専門員を含む)と協働で対応し、研修修了後も自事業所に戻り、円滑に相談支援を進められるよう関係構築を図った。そのうち、相談支援事業所として新設することとなった事業所もあった。

令和3年度は全体90名の受講生のうち、45名が市内の事業所に所属する受講生であり、修了者は40名となっている。

なお、受講生の所属の内訳は【参考3】、直近の計画相談支援事業所開設状況は下記【参考4】とおりである。

※「課題実習」・・・令和2年度の研修カリキュラムの改訂により必須となった項目で内容は、サービス等利用計画の作成、地域資源(公的機関、障害福祉サービス・障害児支援サービス提供事業所、(自立支援)協議会等)に関する情報収集等の実践的な内容となっている。

【参考3】受講生の所属内訳(令和3年度評価・研修部会資料より抜粋)

相談	救護施設	高齢	児発	就労	GH	放デイ	生活介護	他
7	1	1	4	8	3	6	5	10

【参考4】直近の計画相談支援事業所の開所状況

年 度	平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度 (1月末時点)
箇 所	42箇所	41箇所	43箇所	51箇所
(うち新規)	4箇所	4箇所	2箇所	8箇所
(運営主体)	NPO法人(1) 社団法人(2) 株式会社(1)	合資会社(1) 社福法人(1) 株式会社(1) NPO法人(1)	社団法人(1) 株式会社(1)	社福法人(1) 一般社団(1) 株式会社(4) 合同会社(1) 有限会社(1)
廃止数	5箇所	4箇所	0箇所	0箇所

<開設した事業所の現状>

今年度については、1月末時点で前年度末より、8箇所が新規で開設している。

そのうち、令和2年度の「相談支援従事者初任者研修」の修了者が所属する事業所が4箇所含まれている。この4件についても令和2度中に個別訪問を実施し、開所にかかる手続き等の説明を行い、スムーズに開所へつなげた。

③既存の指定相談支援事業所に対する取組み

新設して間もない事業所への訪問

新設して間もない(2年以内)の事業所に対し、運営状況等の把握のため、訪問し聴き取りを行った。

#### ア. A 事業所

他法人より独立して開所した事業所。2 名体制。1 人あたりの受け持ち件数は年間平均 100 件。利用者の紹介元は病院や就労系の事業所、他市町村とのこと。

課題、困難を感じる事項は、支援方針の策定にかかる担当者会議の日程調整や紹介元の障害福祉サービス事業所（就労系等）、計画相談の利用者に計画相談の趣旨・目的、手続きの流れが浸透しておらず、理解を得ることに時間を要すること。

#### イ. B 事業所

児発、放デイ、就労移行など複数のサービスを運営する事業所が開所。1 人体制。受け持ち件数は年間平均 32 件。利用者の紹介元は自事業所が主であり、市外（県南）の利用者も多い。課題、困難を感じる事項は、1 人体制のため研修や自立協等への参加が困難なこと、A 事業所と同様に計画相談の導入にかかる事項とのこと。

#### ウ. C 事業所

令和 2 年度相談支援従事者初任者研修を修了し、障害分野に初めて参入した事業所。1 人体制でありケース管理、請求事務等をすべて担う。課題、困難とを感じる事項は、担当者会議などの日程調整、請求事務（請求にかかる手順、請求の可否判断など）とのこと。他事業所から助言を受けながら運営しており、関係構築（横のつながり）が不可欠とのこと。

#### ④「計画相談支援実務研修会」の実施

基幹相談支援センター主催。昨年度より、指定特定相談支援事業所の職員の他、「相談支援従事者初任者研修」の修了者も対象としており、相談支援にかかる基本的な理念や計画相談の実務に関わる他事業所の取組みなどを講義等により伝達し、各事業所間の関係構築（横のつながり）を図った。

<詳細>

実施日：令和 4 年 3 月 8 日（火） 13：30～16：30 障害者総合支援センター研修室

内 容	講 師
①相談支援の基本理念（講義）	一般社団法人宮城・仙台障害者相談支援従事者協会代表理事 福地 慎治氏
②相談支援の実践から報酬請求へ（講義）	一般社団法人思箭代表理事 李 暁冬氏
③講義を踏まえて情報交換	進行：基幹相談支援センター

#### <令和 4 年度の取組み（案）>

令和 4 年度は今年度の取組みの方向性を継続し、基幹相談支援センター等と連携し以下の事項に取り組むこととする。

##### (1) 相談支援事業所増設に向けた取組み

- ・法人等への個別訪問

相談支援従事者初任者研修の修了者の所属する事業所等へのアプローチ、また、過去に相談支援事業所の開設について相談のあった事業所等へのアプローチ、必要に応じて個別に訪問し手続等について説明を行う。

(2) 相談支援専門員数の増員に向けた取組み

- ・「相談支援専門員」の資格取得の促進（継続）

研修対象者を「障害福祉に関わるすべての担い手」としたケアマネジメント従事者養成研修（基礎研修）の受講生に対し、市の計画相談の状況を伝え、相談支援専門員の資格取得を促す。

(3) 既存の指定相談支援事業所に対する取組み

- ・ 新設（2年以内）の指定相談支援事業所への訪問

新設して間もない（2年以内）の指定相談支援事業所を訪問し、運営の状況を把握するとともに、安定した事業運営に向けて支援を行う。

- ・「計画相談支援運営ガイドブック」等の相談支援にかかるツールの整備

令和3年度障害福祉サービス報酬改定に伴い、「計画相談支援運営ガイドブック」の更新を行った。今後、当該ガイドブックの活用状況を把握し、必要に応じて相談支援事業所等の実務者の意見を伺い共同で見直しを行う。また、計画相談の趣旨、手続き等の周知にかかるツールの作成についても検討を行う。

- ・「計画相談支援実務研修会」の企画・運営への参画

個別訪問等の経過で聴取した意見を研修内容に反映し、より効果的な研修となるよう、基幹相談支援センターと共同で企画、運営を行う。

### Ⅲ 人材育成面から担保するための研修体系等の確立

#### <今年度の取組みについて>

##### (1) 評価・研修部会の取組み

「仙台市障害者ケアマネジメント従事者養成研修」(基礎研修・実践研修)は、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を鑑み、「せんだい Tube」を活用し、講義動画等の配信による「オンデマンド形式」により実施した。

また、市内 16 の相談支援事業所(委託)を対象として実施する「仙台市障害者相談支援事業所運営自己評価」は継続して実施した。「自己評価を共有する会」は、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を鑑み、書面による開催としている。

その他、令和 3 年度障害福祉サービス報酬改定に伴い、令和元年 10 月に改訂版を発行した「計画相談支援運営ガイドブック」を市内の相談支援事業所に所属する主任相談支援専門員等の実務者を構成員とした「ガイドブック更新ワーキング」を開催し、より実用的な内容となるよう更新を行った。

##### ①「仙台市障害者ケアマネジメント従事者養成研修」について

研修名	研修内容
基礎研修	講師①：東北福祉大学教授 三浦 剛 氏 講師②：仙台市自閉症児者相談センター 西田 有吾氏 他 内容：障害者ケアマネジメント概論・実践、当事者からのメッセージ 等 対象：各相談機関・相談支援事業所等に新たに(1~2年目)従事した職員 期間：令和 3 年 11 月 24 日(水)~12 月 27 日(月)
実践研修	講師：東北福祉大学准教授 竹之内 章代 氏 内容：講話(個別支援から地域支援へ)、実践報告(太白地域丸ごと相談事業) 対象：基礎研修を修了し、主に相談支援に従事する中堅期の方 期間：令和 4 年 1 月 25 日(火)~2 月 25 日(金)

上記の内容について基礎研修・実践研修ともに、「せんだい Tube」を活用し、講義等の動画配信による「オンデマンド形式」として試行的に実施したところ、下記のとおり「メリット」と「デメリット」があることが分かった。

#### <令和 3 年度第 1 回評価・研修部会資料より抜粋>

メリット	<ul style="list-style-type: none"><li>・動画の配信期間中は受講生のタイミングで繰り返し視聴可能。</li><li>・動画は DVD 等の媒体を活用することで他の研修等においても活用可能。(各区自立協や相談支援従事者初任者研修の補完等)</li><li>・研修対象者の拡大が可能となる。</li></ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"><li>・各所属の通信環境に左右される。(配信者側も慣れていない)</li><li>・受講生のタイムリーな反応が確認できない。(効果の測定が難しい)</li></ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・後任の「ファシリテーター」育成の機会を確保できない。</li> <li>・個人情報の取扱いに留意する必要がある。(同意書等も必要か)</li> </ul>
実施にかか る工夫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・演習問題、個人ワークの時間を設定した。</li> <li>・研修アンケート内容の工夫、課題の提出をもって修了とした。</li> </ul>

### ②「仙台市障害者相談支援事業所運営自己評価」について

当該、自己評価は平成 28 年度より継続して実施してきたことにより、各事業所の「PDCA サイクル」を回した事業所運営の一助となっていることが確認できた。

### ③「計画相談支援運営ガイドブック」の更新について

更新ワーキングにおいて、市内の相談支援事業所の実務者の意見、各区支給決定担当課の意見を集約、協議のうえ、令和 3 年度障害福祉サービス報酬改定の内容を反映するとともに、これまで、問合せの多かった事項についても運用方法を整理した。(詳細は下記)

協議の経過を踏まえ、整理の

方向性について双方の合意を得たため、新年度から運用を開始することとし周知を行う。

<運用方法について>

項目	現 行	変更後
モニタリング期間 の変更について	届出方法が統一 されていない。	原則、モニタリング報告書等の届出書の提出を徹底する。
受給者証の発行期 間・写しの送付につ いて	対応が統一され ていない。	事業所より必要書類が不備なく提出されてい れば、支給決定後に各区任意の方法で送付する。(発 行にかかる進捗確認は事業所が行う)
「軽微」な変更の 内容について	目安になる見解 が示されていな い。	利用者の状況に影響が出ない内容(サービスやプ ランに変更がない等)の場合、届出は不要。

### <令和 4 年度の取組みについて(案)>

#### (1) 評価・研修部会委員

① 部長：東北福祉大学教授 三浦 剛 氏

② 委員：各区自立協より推薦された民間の主任層の実務者、各専門相談機関(障害者総合支援センター、南部・北部発達支援センター、精神障害者総合支援センター)の研修担当者、基幹相談支援センター職員とし、同委員は「企画会議」の企画委員を兼ねる。

#### (2) 評価・研修部会の開催

今年度と同様に「企画会議」の複数回開催を予定していることから、部会における協議事項について十分な協議が行えるものと考えられるため、開催は年 1 回(11 月頃)とする。



### (3) 評価・研修部会の協議事項

#### ①「仙台市障害者ケアマネジメント従事者養成研修」(継続実施)

今般の新型コロナウイルスのような感染症等が拡大するなかでも、人材育成(各種研修の講師・ファシリテーター等の後任の育成)を継続するために、最小限のリスクで実施が可能であり、かつ、従来の「集合形式」と同等の研修効果の担保が可能な方法を検討していく必要があることから、次年度は、今回実施した「オンデマンド形式」を発展させるなど「新たな研修形式」を引き続き検討していく。また、相談支援従事者初任者研修との連動(仙台市の受講生のフォローアップ等)も行っていく。

#### ②障害者相談支援事業所運営自己評価(継続実施)

継続的な課題として、他者の視点を入れた評価(ピア評価)の導入に向けた取組み、各事業所が「課題」として捉える項目を精査するための「水準」(評価理由=各事業所が評価項目をどのように捉えて評価をしているか)の設定、自己評価において抽出された「課題」の取り扱いについての3点があげられている。

継続して協議を行い、次年度の対応については、下記の通りとした。

<次年度の方向性>

内 容	対 応
「ピア評価」の導入に向けた取組み	「評価」ではなく「研修」といった形式で各区内の事業所間で「事業所訪問」等の取組みを検討。
「水準」の設定	「自己評価を共有する会」において特に評価が分散している項目について評価理由を分析する。評価が低い項目の評価理由については、各区の事業所間で協議する。
抽出された「課題」の取り扱い	・「アクションプラン」(※)を活用し、進捗の管理(中間振り返り)、成果物(様式や帳票など)を共有する。 ・研修テーマ(グループワークの題材)として扱う

※「アクションプラン」…各事業所が「自己評価」の結果を基に課題解決(改善)に向けて取り組む内容を記載した次年度の活動計画。

#### ③その他

相談支援従事者主任者研修受講希望者の推薦基準について、各区における指定特定相談支援事業所の意見も踏まえて、検討を継続していくこととする。